東京パブリック法律事務所 ニュースレター

Vol.8

２０１８年
（平成30年）2月発行

～　関係者の同席について　～
弁護士　杉山　健太

法律相談や打ち合わせの場に、関係者が同席することがあります。自治体をはじめとする関係機関のご担当者様に同席していただくことも多く、ご本人が弁護士とのやり取りに不安を感じていたり、ご本人だけではうまくお話ができない場合、同席者からのフォローは大変ありがたいものです。

一方で、ご家族や知人の方が同席する際、困ったことが起きる場面もあります。

例えば、ご本人が同席者に大事なことを隠しているのではないか、などと思われる場面です。借金の内容や使途についてご家族に言いにくい事情がある、第三者とのトラブルについて、ご家族の前では認められないけれど、本当は自分の非を認めている、といったケースがあります。

そうした様子が伺われる場合には、同席者に席を外していただくか、機会を改めて、再度聞き取りを行うことがあります。秘密にしたいというご希望があれば、まずはご本人の希望に沿うよう工夫します。それでも、打ち明けないとどうしても解決できないこともあり、判断に迷うことがあります。

また別の例では、はじめから同席をお断りせざるを得ない場面もあります。離婚相談のお問い合わせで、「配偶者を連れて行くので、どちらの言っていることが正しいか目の前ではっきりさせたい。」といったご希望を伺ったことがあります。

法律相談では、対立する当事者双方の前でお話しすることはできません。そのため、ご本人のご希望があっても、そのような形での相談は実施できません。

その他の例としては、同席者の“思い”が強く、同席者を説得するのに時間が割かれてしまうこともあります。ご本人のために皆で議論しているはずが、いつの間にかご本人の意思を置き去りにしかねないところは注意が必要です。

まとまりのないお話になってしまいましたが、弁護士がこのような場面で悩むことがあるという例として、頭の片隅に置いていただければ幸いです。

～　とある刑事事件について　～
弁護士　寺田　泰成

私は、平成２３年１２月から平成２９年３月まで検察官として勤務し、平成２９年４月から「弁護士職務経験制度」という制度により、弁護士として活動することとなり、東京パブリック法律事務所に入所しました。

検察官として、約５年間刑事事件を扱ってきましたが、昨年の６月、初めて「弁護人」として刑事事件を扱いました。

この事件は、私が当番弁護士としての待機日に出動要請があり、接見に行き、受任した事件です。事件の概要は、迷惑防止条例違反で、いわゆる「電車内での痴漢」でした。

出勤時の電車内で犯行に及び、現行犯人逮捕され、当日の夜に接見に行きました。

接見の結果、被害者への身体接触の事実はあるが、故意ではない（痴漢しようと思ったわけではない）とのことでした。

また、可能な限り早期の釈放を希望されていました。そこで、釈放に向けた活動に必要な事情（相手方との面識の有無、同道者の有無、勤務状況、同居人の有無、犯罪歴の有無等）を聴取し、誓約書を作成してもらいました。

その後、同居の親族の方と会い、監督誓約書を作成してもらいました。遠方だったので、必要な書類を整えて帰宅したのは日付が変わる少し前くらいでした。そして、翌日に送検とのことだったので、朝一番で検察官宛の意見書（勾留請求せず釈放してほしい、というもの）を作成し、誓約書等と一緒に提出をした結果、勾留請求せず釈放となりました（ちなみに、検察官の弁解録取で故意は認めに変わりました）。

さて、ここまでは検察官としての経験が十分生かせる場面でしたので、スムーズに進められましたが、この後、全くの初めて、かつ一番大事なことをしなければなりません。

そう、被害者との示談交渉です。これは全くの初めての経験ですので、検察官１年目以来、久しぶりに電話をかけることに緊張する、という気持ちを味わいました。

もっとも、どうやって話を切り出そうか、しばし悩んだ後に電話をかけたのですが、幸いなことにとても理性的に対応して頂き、結果的にはスムーズに示談成立まで進み、無事不起訴処分となりました。

かくして初めての弁護人としての活動は、初めての接見から約２週間で終了しました。

こちらが完全に悪く、お願いするしかない立場で電話をかける、というのは検察官ではまずない経験なので、貴重な経験となりました。

～　外国人・国際部門（FISS）の活動について　～
弁護士　伊藤　崇

先月のＦＩＳＳは１４か国の方（英語案件４０％・日本語案件１８％・中国語案件１３％・スペイン語案件９％）から新規法律相談を受け付けました。また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。

- ◆Mercado Latino１月号記事掲載中（内容：セクシュアルハラスメント）
- ◆Japan Times １月号記事掲載中（内容：行方不明の配偶者探し）
- ◆来日アルゼンチン弁護士の応対（難民事件についての意見交換）

なお、２月より小田陽平弁護士が加入しました。同弁護士はスペイン語対応可能であり、今後、ＦＩＳＳはより一層広い範囲の方々に法律相談業務を提供することができるようになります。

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013　東京都豊島区東池袋1-34-5　いちご東池袋ビル2階
TEL　03(5979)2900　FAX　03(5979)2898　Web　http://www.t-pblo.jp
＜本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします＞